



令和 6年 4月 19日発行 三郷市小中学校事務職員会



(Express 班)

通勤手当や福利厚生、リフレッシュ休暇等についてお知らせします。

給与支給日には給与明細をご確認ください

各種手当の受給は皆様の届出が必要です。県から配布の「知っていますか？あなたの給与と旅費」には各種手当の説明が掲載されています。届出漏れがないようにぜひご一読下さい。給料支給日には給与明細をご覧いただき、ご自身に支給される手当等ご確認くださいませますようお願いいたします。

通勤手当について

交通用具使用者の今年度の加算額は710円。昨年度と変更ありません。
☆1km当たりの加算額は、前年1月から12月までのレギュラーガソリンの県内の小売価格に係る統計に基づき定められます。

【交通用具使用者の手当額】 ※カッコ内の端数は切り捨てる
片道2km以上（併用者は1.5km以上）3km未満 → 月額2000円
片道3km以上 （↓上限75km） （↓710円）
月額2000円+（認定距離※片道-2km）×1km当たり加算額

【通勤距離と認定距離について】

通勤距離とは『実際に利用している経路の距離』です。通勤経路を通らないと、事故に巻き込まれたりした場合の通勤災害が認められません。

認定距離とは『通勤手段において最短となる経路の距離』です。通勤手当を決定するためのもので、実際の通勤経路とは異なります。

【通勤届について】異動や採用の時の他、通勤経路の変更・方法の変更・住居の変更があった場合も新たに通勤届を提出する必要があります。

（運賃変更があった際も事務にお知らせください）

【お願い】通勤手当の認定又は事後確認（概ね6か月ごと）等の際に以下の書類の提出をお願いしております。

① 通勤に運転免許証が必要となる交通用具を使用している職員
→運転免許証の写しを提出。

② 通勤に公共交通機関(電車又はバス等)を使用している職員
→・定期券利用の場合

定期券の写し(利用区間等が印字されている面)を提出。



・ICカード (Suica 又は PASMO 等)

利用履歴が印字されたもの(写しでも可) 全て提出。
駅の券売機やバスの営業所で利用履歴を印字することができます。

・回数券利用の場合…回数券の写しを提出。

厚生年金保険料の4月分控除について

臨時的任用職員は、4月給与から厚生年金保険料の控除はありません。日本年金機構の厚生年金保険料は通常、当月に前月分が控除されるため5月給与で4月分が控除されます。

なお、健康保険料は共済組合のため4月分は4月給与から徴収されます。

今年度のリフレッシュ休暇について

昨年度末、勤続10・20・30・40年に達した方は今年度リフレッシュ休暇に該当します。取得忘れのないようご注意ください！

該当の方の目安(臨時的任用、私学等の経験がない4月本採用の職員の場合)

勤続10年【連続する2日間】・・・平成26年4月1日採用

勤続20年【連続する3日間】・・・平成16年4月1日採用

勤続30年【連続する5日間】・・・平成6年4月1日採用

勤続40年【連続する5日間】・・・昭和59年4月1日採用

*20年30年40年で職務の繁忙等の特別な事情がある場合は分割取得も可。

(分割方法等他、詳細は休暇案内をご覧ください)

《注意!》上記は目安です。本採用前の臨時的任用期間、知事部局・国・地方公共団体の職員・他県公立学校・国立私立学校の勤務年数、退職、育休期間(場合によっては非常勤期間)も通算されます。

令和6年度からの休暇等の変更について

【子育て休暇】

- ① PTA等登下校の見守り活動を行う団体も含め「学校の登下校の見守り活動」を加えた。
- ② 感染症予防や災害等の理由から対象となる子が在籍する学校等が臨時休業となった場合の取得も認める。

【育児休暇関係】男女間で異なる取得要件を廃止。

【結婚休暇】新型コロナウイルス感染症により、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行うことが困難な場合に、結婚の日の後1年を

経過する日までの期間において与えることができる取扱いの廃止。

【職専免】新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いを廃止。

昨年度からの休暇の変更（同性パートナーへの適用）

事実婚に「性別が同一である二者間の場合」を含むこととし、「家族看護休暇」「短期介護休暇」「出産補助休暇」「男性職員の育児参加のための休暇」「忌引休暇」「父母等の追悼のための休暇」「結婚休暇」「介護休暇」「介護時間」について適用対象となりました。

なお、手続きにあたっては、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明らかにしないなど、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例を踏まえ、性の多様性に十分配慮することとされています。（運用第十三条）

給与関係等の事実婚の取扱いについて

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和4年7月8日条例第33号）」の趣旨を踏まえ、扶養手当、住居手当、単身赴任手当における事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、令和5年4月1日から同性パートナーを含むこととなっています。

通勤届の注意点について 駐車（輪）場等

通勤手当の交通用具利用距離（自家用車・自転車等）は、駐車（輪）場→勤務校と自宅→勤務校で、学校から近い方の利用区間の最短距離で認定します。駐車（輪）場から徒歩での移動距離がある場合は、通勤届に徒歩の部分についても省略せずにご記載ください。また、マンションなどで駐車場の位置が変更になった場合は、通勤距離の再確認をおこないますのでお申し出ください。

児童手当の取扱いについて（受給者切替や任用変更の時）

児童手当は配偶者と所得を比較し、原則所得の多い方で請求します。

公務員で共済組合の一般組合員（本採用・フルタイム再任用・フルタイム任期付職員）の場合は勤務先で手続きしますが、短期組合員（臨時的任用・短時間再任用・短時間任期付職員）や会社員や自営業等の方は市区町村役場での手続きとなります。

受給者である職員が一般組合員から短期組合員に、短期組合から一般組合員に任用が変わるごとに、児童手当に関する手続きが必要です。

なお、これまで配偶者の方で受給していたが、所得逆転等で、受給者が切り替わる等の連絡があり、一般組合員である本人に受給者を変更する場合は、職場の事務職員までご連絡ください。

福利厚生事業の主な変更点等や注意点について

- ・令和6年4月から介護保険料の掛け金率の変更（単位：千分率）：
令和6年3月まで8.0→令和6年4月から7.96【-0.04】
- ・保養施設利用補助対象の基準の設定
→宿泊費1人1泊6000円以上（税抜）について3000円の補助
- ・ホテルブライランテ武蔵野食事利用補助補助対象の基準
→1人1回につき料理代金の半額（税抜）を補助（上限2000円）
- ・ホテルブライランテ武蔵野婚礼利用補助対象基準
→利用料金（税抜）の20%（20万円を限度）を補助
- ・インフルエンザ予防接種補助の実施予定時期
→10月～2月 → 9月～2月
- ・健康相談事業の相談方法の種類
（LINE・電話・面談による、メンタルヘルス相談）

*各書類福利課への提出期限があるものは、書類に不備があると受付されず、締め切りに間に合わないものとされます。各種書類は早めのご提出と、添付書類不備や記入漏れ等のないようお願いします。



共済組合の健康保険関係の被扶養認定の円滑化の取扱い

人手不足による労働時間延長等により一時的に増加し年額130万円以上（障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は年額180万円以上）となる場合に「事業主の証明書」等の必要書類の提出で、一時的な収入増加により、年額130万円以上となったことが確認された場合は、年額130万円未満とみなして認定が可能となる場合があります。（令和5年10月20日以降の措置期限：連続2回の収入確認まで）これは、共済組合の健康保険等の取扱いです。扶養手当にこの取扱いはありませんのでご注意ください。詳細は事前に事務までご相談ください（ただし勤務先の健康保険証が交付される場合は非該当）。

障害年金について

組合員期間中の病気やけがによって、年金保険法に定めのある障害の状態になった方は、共済組合から障害厚生年金や障害基礎年金を受け取ることができます。在職中でも障害厚生（共済）年金が支給されます。

非常災害を受けたとき

住居又は家財が非常災害により損害を受けた場合、その損害の程度に応じて請求による支給があります。損害程度の認定に現場調査が必要となりますので、福利課短期給付担当へ連絡してください。詳しくは福利のしおり参照。